福　指第442号

令和４年12月27日

管内指定障害福祉サービス事業所　管理者　様

管内指定障害者支援施設　管理者　様

管内指定障害児通所支援事業所　管理者　様

管内指定障害児入所施設　管理者　様

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長

障害福祉サービス事業所等における虐待防止に関する対応について

　日頃、本県の健康福祉行政に御理解、御協力をいただき、御礼申し上げます。

　先般、静岡県裾野市の保育所において不適切な保育が行われていたという事案が発生しました。このほか、北海道西興部村や福岡県飯塚市の障害者支援施設においても、不適切な支援が発生するなど、全国で虐待と考えられる事案が相次いでいるところです。

　令和４年度から全てのサービスにおいて、

・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図ること(年1回以上)

・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること(年1回以上)

・上記2点を適切に実施するための担当者を置くこと

といった措置を講ずることが義務化されており、今まで以上の取組強化を行う必要があります。

　皆様には、上記措置の徹底を図るため、今一度事業所内にて虐待防止のための取組について確認をしていただき、適切な支援・事業の運営に努めていただくようお願いします。

　なお、もし事業所等において虐待に該当する事案が発生した場合は速やかに再発防止の対応を行うとともに、関係市町に報告していただくよう併せてお願いします。

　(参考)

○障害福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き

(参考ＵＲＬ)

https://www.mhlw.go.jp/content/000944498.pdf

○障害者虐待防止及び身体拘束等の適切化に向けた体制整備等の取組事例集

(参考ＵＲＬ)

https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963543.pdf

担当：福祉指導課　障害指導班

電話番号：054-221-3771，3772